

## 戰略的創造研究推進事業

(CREST / さきがけ / ACCEL / RISTEX / ALCA / ACT-C)

## 平成27年度委託研究契約 事務処理説明会(第2部)

### 事例紹介



國立研究開発法人科学技術振興機構

## (始めに)

## 直接経費の支出可否に係る基本的な考え方

- 委託研究の遂行のために直接的に必要な経費であるか。
- 間接経費での支出が妥当な経費ではないか。
- 経済性・効率性の観点から、発生した経費の額が妥当であるか。
- 年度の区分が適切であるか。
- 上記について、証拠書類等により客観的に説明できるか。

- 委託研究費の使途に係る国民へ説明責任
- 科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、各研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能

# 執行可能開始日

- H27年度新規採択決定の連絡を受けた。
- 新規契約開始予定日(研究開始日)は、H27年10月1日。
- 調達まで時間のかかる、高額調達案件の仕様策定委員会を、研究開始日より前の日付で開催してもよい。(業者との契約締結は、委託研究契約締結後)

## 【回答】

- 仕様書作成や見積書の取得等、業者との契約締結までの発注準備等を、委託研究開始日(=委託研究契約締結日)より前から進めることは、先に作成された研究計画がJSTより承認されている前提で可能。
- 委託研究契約締結までは、当該予算が文書で保証されていないことに留意が必要。

【参考:期ずれ等説明資料】平成26年度戦略的創造研究推進事業委託研究契約に係る書類

- ・大学等:<http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/h26/a/setsu/h26a103setsu141205.pdf>
- ・企業等:<http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/h26/c/setsu/h26c103setsu141205.pdf>

# 直接経費と間接経費の境界①－1

- 委託研究に必要な研究実施場所を研究機関内で得られず、外部の研究専用施設を賃借。
- 委託研究の終了にあたり、当該研究実施場所の賃借契約を解約。
- 原状回復工事を行う必要があるが、直接経費からの支出が可能であるか。

## 【回答】

- 直接経費からの支出が可能。
- 本年度中に工事を完了させる必要がある。

【参考】事務処理説明書 大学等:P13、企業等:P12

### [4]研究実施場所借上経費について

- 当該委託研究に直接必要であり、専ら使用される研究実施場所については、借上経費の支出が可能です。  
研究機関は、研究実施場所の必要性や借上経費の妥当性について適切に判断の上、支出してください。なお、対象となる施設が研究機関所有の場合、その使用料の算出にあたっては、利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。
- (企業等のみ)研究実施場所借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な機関においては、収支簿に添付して提出してください(様式任意)。

# 直接経費と間接経費の境界①—2

- 委託研究に係る観測機器及び他の研究で使用している機器を設置している土地を賃借している。
- 当該賃借料を「研究実施場所借上経費」として計上するにあたり、直接経費からの支出が可能であるか。

## 【回答】

- 委託研究に係る観測機器が占有している土地面積を、他の研究で使用している機器の占有面積と明確に区分できる場合は、委託研究に係る観測機器を占有している土地面積分の賃借料について、按分計上が可能。
- 他の研究で使用している機器の占有面積に係る賃借料について、間接経費の共通指針に沿ったものであることを前提として、間接経費からの支出は可能。

## 直接経費と間接経費の境界②

- 委託研究に係るとして、実験室に設置する以下の物品を直接経費から支出してよいか。
  - 事務机と椅子、サイドキャビネット(実験に関わる作業やデータ処理用)
  - クリアホルダー(研究に係る書類整理用 )

【回答】FAQ5001も参照

- 当該事務機器や消耗品が他の業務と共に使用されるものであれば、直接経費からの支出は認められない。
- 但し、当該委託研究に直接的に必要であり、研究実施場所において委託研究のために専ら使用するものであれば、汎用的な事務機器や消耗品であっても、直接経費から支出することが可能。
- 以下を目的とする支出について、直接経費からの支出は認められない。
  - 自己啓発や個人的な利用、福利厚生を目的とする支出
  - 研究室の共用品、福利厚生や職場環境の向上を主目的とする支出

# 旅費①：立替払い

- 翌事業年度の用務のための航空券を当事業年度内に購入する必要がある場合、直接経費から支出してよい。

【回答】FAQ2002を参照

- 契約期間中に予定される委託研究に係る旅費を、あらかじめ研究機関の規程に基づき立替払いを行い、当該旅行等が発生した年度の直接経費から支出することが可能。
- 当該旅行が翌事業年度に行われるのであれば、(立替払いを当事業年度に行った上、)翌事業年度の直接経費に計上。

## 旅費②－1：キャンセル料

- ・シンポジウム開催のため、招へい旅費を委託研究費から支出した。
- ・当該旅費支出後、大型台風が接近し、参加者の安全を優先し、当該シンポジウムを中止せざるを得ない状況となった。
- ・購入済の航空券代等のキャンセル料が発生するが、当該キャンセル料も直接経費から支出してよいか。

【回答】FAQ4001を参照

- キャンセル料については天災等の真にやむを得ない事情の場合、研究機関の規程の範囲内で直接経費からの支出が可能。
- 単なる事務手続き上の誤りや自己都合による場合は認められない。

## 旅費②－2：キャンセル料

- 海外から研究者を招へいする予定であったが、先方の特別な理由で急遽来日が取りやめとなった。
- 航空券は研究機関で購入済であり、キャンセルすることにより、15万円程のキャンセル料が発生。
- 当該キャンセル費用を、直接経費から支出することは可能か。

### 【回答】

- キャンセル料について、一般的には天災等の真に止むを得ない理由であれば、直接経費からの計上が認められ、支出が可能。
- 具体的な個々の事案の適否については、各機関の規程の範囲内で、各機関において適切に判断。
- なお、事務手続き上の誤りや自己都合による場合には、支出することは認められない。

## 旅費③: 研究参加者一覧への記載

- 過年度において、「研究参加者一覧」に記載のない者に、旅費を支出していたことが判明。
- 研究参加者一覧に遡っての追加は可能か。
- それとも、該当旅費をJSTに返還する必要があるか。

【回答】FAQ2003を参照

- 本来、事前に「研究参加者一覧」に旅費を支出する可能性のある研究参加者を記載しておくべきであり、遡っての登録の是非については、参加実態等に鑑み個別に調整。
- ただし、一時的(3ヶ月未満)な参加者に旅費を支払う場合、研究計画書(研究参加者一覧)への登録の省略が可能。

## 旅費④：別資金を一部充当

- 委託研究の成果発表及び情報収集を目的として、海外で開催される国際会議に研究参加者（大学院生：教育目的ではない）の旅費支出を検討中。
- 国内の関連学協会が募集する、学生や若手研究者対象の渡航費用援助に採択されたため、当該援助額を差し引いた金額を直接経費から支出したい。
- 事務処理説明書には、合算使用の制限が記載されているが、上記の支出は可能であるか。

### 【回答】

- 当該援助額を差し引いた金額を直接経費から支出することは可能。
- 事務処理説明書に記載の「合算使用」とは、「本事業と他の事業の用務を合わせて1回の出張を行う場合」であるため、今回のような委託研究に係る用務の支出に、委託研究費と他制度の資金を合わせて支出する場合とは状況が異なる。（委託研究費からみて、自己負担と同様）
- なお当該旅費の支出にあたっては、引き続き研究機関の規程に沿って適切に計上。

## 旅費⑤：空港への送迎

- セミナー講演のため外国人講師を招へいし、空港まで迎えに行く予定。
- 委託研究遂行上の必要な事由として、当該送迎に係る交通費を直接経費から支出することは可能か。

### 【回答】

- 「空港まで迎えにいくことの妥当性・必要性」についての説明責任が果たされることを前提に、直接経費での支出が認められる。

# 物品費：研究期間終了後の物品等の取扱い

- 「耐用年数経過後に買い取り」とあるが、耐用年数は何年間であるのか。
- 有償賃貸借金額は、どのように計算されるのか。
- 買い取りを実施する場合の金額は、どのように計算されるのか。

## 【回答】

- 開発研究用減価償却資産の耐用年数表に基づき、多くの研究機器は4年で設定。
- 貸借料は原則として、研究終了時の直近に発生した固定資産税相当額に消費税を加算した額を年間貸借料として、研究終了の翌日より貸借契約を開始。
- 買い取りの場合、原則として、固定資産税算出時の評価額に物価指数を考慮したものに消費税を加算した額。

# 物品費：関税

- 直接経費で海外より調達した物品について、国際宅配便業者から関税の請求を受けた。
- 当該関税を、直接経費から支出することは可能であるか。

## 【回答】

- 委託研究に直接的に必要で、かつ他の関税と区分することが可能な場合、直接経費（物品費）から支出することが可能。

## （参考）

- パスポート：有効期間中に、委託研究以外の目的で使用されると証明することが困難と考えられるため、支出不可
- ビザ：1回のみで、委託研究のみに使用することが明確であれば支出可能。複数回入国が可能な場合は、支出不可
- 印紙税、固定資産税等は、管理事務の必要経費として、間接経費からの支出が妥当（FAQ4006）

## その他経費：学会費①

- 学会出席にあたり、参加費・外国旅費の他に、学会に入会していることが必須となっているため、この場合、当該年会費を直接経費から支出することは可能であるか。

### 【回答】

- たとえ学会の会員に入会していることが当該学会出席のために必須であるとしても、当該会員となることで、委託研究と関係なく享受できる利益や権利が、研究者個人や研究機関に付与されるものであれば、当該年会費を直接経費から支出することは認められない。

## その他経費：学会費②

- 学会参加費に昼食代が含まれており、参加費と昼食代の内訳は明示されず不明。
- 通常このような場合には、旅費の日当を減額調整するか、学会参加費の立替払い請求時に、当該昼食代を除く金額を本人に支給して立替金を精算することになる。
- 今回、学会参加者は、学会の昼食を取らず、別に個人負担で昼食を取った。
- 学会参加費から昼食代相当額を減額せず、学会参加費全額を立替請求してきている。
- 昼食代を含む学会参加費全額を直接経費から支出することは可能か。

### 【回答】

- FAQ4004に記載の通り、学会参加費に懇親会費が含まれており(切り分け不可能)、総額での支払いを必要とするものについては、研究機関の規程の範囲内で何らかの合理的な考え方(旅費支払いを行っている場合には日当等の食事相当額を控除すること、会議費等の機関内の支給基準を準用すること等)に基づき、過剰な支払いとならないよう適切に判断。
- なお、学会参加費と不可分なレセプション等が当該研究に関する活動の一環であり、供される食事も極めて軽微であると研究機関が判断する場合には、学会参加費と一緒に直接経費より支出することを妨げない。
- 学会参加費に昼食代が含まれているにも関わらず、別に個人負担で昼食を取ったことをもって、上記FAQ記載の控除等の措置が不要と判断するのは合理的とは考えにくい。

## その他経費：外注に係る研究開発要素の有無

- 研究開発要素を含まない検査業務をチーム外の企業に請負として発注する予定。
- 当該請負業者において知的財産権が生じた場合、当該知的財産権の帰属等の取扱いについて、研究機関と請負業者との間で 共同研究契約を取り交わすなどの対応を取ればよいか。

### 【回答】

- 研究開発要素を含まない請負業務を第三者に発注することが認められているが、当該請負業者において知的財産権が生じ得るということで、もはや業務の請負ではなく、委託研究への参画という趣旨であるのかとも挙げられる。
- 仮に請負業務とした場合でも以下の点が不明。
  - 研究開発要素を含まない請負業務で、なぜ知的財産権が発生するのか
  - 研究開発要素を含まない請負業務として発注する場合、どのような仕様書となるのか（一般論として、発明部分を請負業務の仕様として明記できるなら、そもそも発明にならないのでは）
- 本件、単に研究機関と当該請負業者との関係だけでなく、研究チームの体制の再構築（主たる共同研究者の追加又は研究機関への研究参加者の追加）に係る事項になるようにも見受けられる。その場合は、JSTの研究推進に係る領域担当に当該請負業者の役割分担や研究構想等を相談することが必要。

## その他経費：資格取得に係る認定審査料

- 研究担当者から、研究遂行上必要なため、「臨床発達心理士」の資格を取得したいとの問い合わせを受けた。
- 当該資格の認定審査料を直接経費から支出することは可能であるか。
- 本資格は、委託研究以外の研究にも活用でき、又5年ごとの資格更新が必要。

### 【回答】

- 資格取得に係る認定審査料について、研究担当者個人の権利となるものと考えられるため、直接経費からの支出は認められない。
- 間接経費からの支出をも否定するものではない。

# 終わりに